

新しい幼稚園教諭養成課程にふさわしい
領域「健康」の授業内容の考察
—モデルカリキュラムとの照合を通して—

Creating a syllabus in the area of “Health”
suitable for a new kindergarten teacher-training course
via checking the target purposes of a Model Curriculum

大金朱音

Akane OHGANE

西村美佳

Mika NISHIMURA

Abstract

The purpose of this study was to alter the present syllabus of a course called “Child Physical Education A” to create a syllabus for a course called “Area of Health”, suitable for a new kindergarten teacher training course. First, the targets of the “Model Curriculum” created by the “Japan Nuture-training Conference” (an organization entrusted by the Japanese Ministry of Education to create a framework) were considered, and a syllabus was made to reflect those guidelines. Classes including “living habits” were increased to align with the guidelines of “nursing detail and teaching method of health” structured in this reorganization. The syllabus was created to reflect “targets and contents of the subject of which a nurture teacher-training course is composed”. This paper will detail the steps taken to make it possible to restructure a course meet the requirements of the “Japan Nuture-training Conference”.

Key words: 幼稚園教諭養成課程, 領域「健康」, シラバス, モデルカリキュラム

1. はじめに

筆者が所属する現代子ども教育学科は、幼稚園・小学校・中学校（英語）教諭の養成課程と保育士養成課程を有する学科である。2016（平成28）年11月に教育職員免許法および教育職員免許法施行規則の一部が改正されたことに伴い、全国の教職課程を有する大学では、カリキュラムを刷新した改正教職課程を、2019（令和元）年4月1日よりスタートすることとなったが、本学科はこれまで経過措置を利用して幼稚園教諭養成課程のみを改正せずにきた。しかしながら、2023（令和4）年4月1日より改正教職課程をスタートするために、現在その準備をすすめているところである。

この度の幼稚園教諭養成課程の改編の要点は、免許状の取得要件が「教科」から「領域」に変更になり、小学校の教科に沿った内容ではなく幼児教育の5領域に沿った学修が求められるようになったことである。これまで体育科の「教科に関する科目」を担当してきた筆者（大金）は、幼稚園教諭養成課程では「子ども体育A」を、小学校教諭養成課程では「体育科研究」を担当してきた。しかしこの度の改編では幼稚園教諭養成課程の「教科に関する科目」が「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の「イ. 領域に関する専門的事項」に変更されたため、本学科では「子ども体育A」を閉講し、代わりに新カリキュラムにおいて領域「健康」に関する専門的事項をとり扱う科目「領域（健康）、仮称」を新設することとなった。筆者（大金、西村）は、この新設科目を担当する予定である。

新設科目「領域（健康）」の授業内容（シラバス）には、下記の内容が求められる。第1に「領域（健康）」は、幼稚園教諭養成課程の新カリキュラムにおいて、領域「健康」に関する専門的事項をとり扱う必修科目とな

る。シラバスは当然、それにふさわしい内容で構成されなければならない。第2に「領域（健康）」のシラバスには、「保育内容の指導法（健康）」との連携が求められる。この度の教職課程の改編では、実践力・指導力をもった幼稚園教諭を養成する意図から「教科に関する科目」と「保育内容の指導法」が同じ区分となり、領域論と指導法を一体的に学ぶことを可能とする「領域及び保育内容の指導法に関する科目」が新設された。そこでは、「何を」「どのように指導するのか」という視点から、「イ. 領域に関する専門的事項」と「ロ. 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を連携して学修することが求められている¹⁾。「領域（健康）」のシラバスも当然、両者の連携を考慮して構成されなければならない。第3に「領域（健康）」は、本学科の現行の保育士養成課程で「子ども体育A」とは別途に開設されている「保育内容演習」を扱う科目「保育内容（健康）」との共設化が計画されている。シラバスには当然、両課程の共通開設科目としてふさわしい内容が求められる。「領域（健康）」のシラバスは、これら3つの条件を充足するように設計されなければならない。

2. 研究の目的

本研究の目的は、現在の幼稚園教諭養成課程の「教科に関する科目」である「子ども体育A」のシラバスを改変し、新しい幼稚園教諭養成課程の領域「健康」に関する専門的事項を扱う科目としてふさわしい「領域（健康）」のシラバスを考案することである。2020年7月末の調査では、幼稚園教諭養成課程をもつ国立大学50校のうち、領域「健康」に関する専門的事項を扱う新設科目をすでに開講しているのは7校だけであった。したがって本研究の主題は、本学科が直面する課

題であるばかりではなく、経過措置が終了するまでにカリキュラムを改変しなければならない全国の教員養成校が直面する課題でもある。領域「健康」の新科目のシラバスを作成する思考過程を公開することは、社会的に意義のあることと考える。

3. 方法

幼稚園教諭養成課程は「教職課程認定基準」の要件と「教職課程コアカリキュラム」の要件とを満たすことで認定される。一方、保育士養成課程は、厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」）において、「児童福祉法施行第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」と「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」の要件とを満たすことで認定される²⁾。したがって、新科目「領域（健康）」を幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程の共通開設科目とするためには、「教職課程コアカリキュラム」と「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」を踏まえてシラバスを作成する必要がある。

この度の教職課程の改編では、「イ. 領域に関する専門的事項」の「教職課程コアカリキュラム」は示されていない。代わりに文部科学省の委託を受けた保育教諭養成課程研究会が改変の趣旨への理解を促す目的で開発した「モデルカリキュラム」が提示されている。「モデルカリキュラム」は、教職課程の教育内容を規定している「教職課程コアカリキュラム」とは異なり、養成校がシラバスを作成する時に参考とするガイドラインとして提案されたものであるから、必ずしもそこに示された教育内容に従ってシラバスを作成する必要はない。しかし「モデルカリキュラム」に沿うようにシラバスを設計すれば、教職課程

改正の趣旨に沿う授業を設計できよう。

「教職課程コアカリキュラム」では、各科目の教育内容に関する規定として、3つの目標が定められている。その科目を履修することによって学生が習得できる資質能力は「全体目標」、全体目標をまとめごとに分化させた「一般目標」、一般目標に到達するために学生が達成すべき個々の基準が「到達目標」として示されているが、これらの3つの目標は、「モデルカリキュラム」でも同様に示されている（「幼稚園教諭の養成の在り方に関する調査研究」¹⁾のp.11）。そこで、現行シラバスが「モデルカリキュラム」の「到達目標」の何をどこで達成できるように構成されていたかを分析し、適合する部分は残し、不足部分を補えば、教職課程改正の趣旨に沿う新シラバスが設計できると考えられる。この手法は保育教諭養成課程研究会が推奨する方法であり（「幼稚園教諭養成課程をどう編成するか～モデルカリキュラムに基づく提案～」³⁾のp.24）、この手続きにより、これまで本学科の学生が学修してきた内容を生かしつつ、担当教員の専門性も生かし、教職課程改正の趣旨に沿うシラバスを設計できると考えられる。そこでまず、「子ども体育A」の現行シラバスとモデルカリキュラム「幼児と健康」の「到達目標」の対応表を作成する。

次に、領域論と指導法を一体的に学ぶことを可能とするため、「保育内容の指導法（健康）」の仮シラバスと連携するように「領域（健康）」のシラバスを修正する。

次に「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」⁴⁾を参照し、その規定と内容を「領域（健康）」のシラバスに反映させる。「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」には、保育士養成施設において開設しなければならない「科目名」と、その「目標」と、目標を達成するための「教授内容」、「開講形態」つ

まり講義か演習か、「単位数」などが規定されている。「領域（健康）」を保育士養成課程の共通開設科目とするためには、これらの条件をシラバスに反映させる必要がある。さらに「教職課程コアカリキュラム」や「モデルカリキュラム」に記載されていないが「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」に記載されている内容にも留意する。それらについては「幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程を併設する際の担当者及びシラバス作成について」¹⁾にもまとめられている。また、「幼稚園教育要領」（平成29年告示）に記載されていないが「保育所保育指針」（平成29年告示）や「幼保連携認定こども園教育・保育要領」（平成29年告示）に記載されている内容にも留意する。

このようにして最終的に、3つの条件を充足させたシラバスに収斂させる。

4. モデルカリキュラム「幼児と健康」の到達目標と「子ども体育A」のシラバスの照合

「子ども体育A」（2単位）の現在のシラバスを表1に示した。また「幼稚園教諭の養成の在り方に関する調査研究」¹⁾のp.11に示された、モデルカリキュラム「幼児と健康」（1単位）の目標を表2に示した。このモデルカリキュラムの各目標が現行シラバスの授業回のどこで扱われているかを調べて、表1の右列に「領域の（一般目標の番号）→到達目標の番号」として示した。同様に、モデルカリキュラム「保育内容の指導法（健康）」（2単位）の到達目標（「幼稚園教諭の養成の在り方に関する調査研究」¹⁾のp.22に示されている）についても、表1の右列に「指導法の（一般目標の番号）→到達目標の番号」として示した。一方、モデルカリキュラム「幼児と健康」の到達目標が扱われている現在のシラバスの授業回を○で示したのが表3である。同

様に、「保育内容の指導法（健康）」（2単位）の到達目標についても○で示したのが表4である。

表1を作成して気づいたことは、現行シラバスの3回目授業で「幼児期運動指針」⁵⁾が取り扱われていることであった。「幼児期運動指針」は、幼児の体力・運動能力の全国的な低下の状況を改善するために、文部科学省が幼児期における運動の意義や幼児期にふさわしい運動の質・量を全国の教育委員会や幼稚園に提示したガイドラインである。「幼児期運動指針」の学びは、モデルカリキュラムの領域の目標（4）-1，（4）-2，（4）-3とも合致しており、新課程の領域「健康」の授業でも教えるべき重要な内容の1つと考えられる。ところが山津（2021）⁶⁾が2020年7月末に、幼稚園教諭養成課程をもつ国立大学50校を調べたところ、領域「健康」の新設科目をすでに開講していた7校のすべてのシラバス上に「幼児期運動指針」の記載がなかったことから、山津はそれを養成校の課題と捉えている。「幼児期運動指針」は教科書での取り扱いがこれまでほとんどなかったことから、多くの養成校の授業で取り上げにくいと考えられてきたのではないだろうか。本学科では、文部科学省のHPからダウンロードした「幼児期運動指針」でプリント教材を作り、スポーツ庁の視聴覚教材（DVD版、You tubeにも掲載あり）を見て内容を理解させ、ガイドブック⁷⁾や普及用パンフレット⁸⁾で復習させてきた。これらの工夫は新課程でも継続し、新シラバスにも反映させたいと考えた。

次に気づいたことは、現行シラバスでは、幼児にふさわしい運動遊びや「幼児の運動能力検査（MSK運動能力検査）」を学生が体験する実技系の内容を扱ってきたことである（9回目授業）。MSK運動能力検査は、幼児

を対象とした全国標準を持つ日本で唯一の運動能力検査であり、約6年おきに行われている幼児の運動能力の全国調査で使用されているものである。平成20～22年の全国調査の結果⁹⁾は幼児期運動指針の科学的根拠となっており、文部科学省は幼児期運動指針ガイドブック⁷⁾のp.52-53でこの検査の実施方法を紹介している。最新調査（平成27～29年報告書¹⁰⁾）の結果では運動能力の向上傾向が認められていたが、令和になってからの全国調査は実施されていない。今後はコロナ禍が幼児の運動能力に及ぼす影響を検討する必要があると考えられ、保育者になる学生にはぜひ履修させたい内容である。授業担当者の専門性を鑑みても、運動能力検査の体験は新課程でも継続し、新シラバスに残したいと考えた。

表3を作成して明らかになったことは、現行シラバスの内容がモデルカリキュラムの「幼児と健康」の到達目標を全て網羅していることであった（「現行シラバスにおける取り扱い」に○を付けた部分）。このことにより、モデルカリキュラムの到達目標の取り扱いと

いう観点からは、現行シラバスで対応できていることが分かった。

詳細にみると、領域の目標(3)-3「危険に関しリスクとハザードの違いと安全管理を理解している」に関しては、これまでは14回目授業で、子どもの遊びに関わる安全管理の様々な内容、すなわち、乳幼児の死因の割合、幼児の体格と障害・外傷の特徴、過去の事故事例、保育者の立ち位置と配慮事項等を取り扱ってきたが、危険をリスクとハザードに分けて説明し、両者の違いを理解させるということは行ってこなかったことに気づいた。そこで、新課程のシラバスにはこの内容を補填すべきと考えた。

表4を作成して明らかになったことは、現行シラバスの内容がモデルカリキュラムの「保育内容の指導法（健康）」のいくつかの到達目標の内容を広範囲に扱っていることであった（「現行シラバスにおける取り扱い」に○を付けた部分）。そこで、新カリキュラムではこれらの内容を削除して「保育内容の指導法（健康）」のシラバスに移譲することが可能なことも分かった。

表1. 「子ども体育A」(2単位)の現行シラバス

科目名	子ども体育A	単位数	2	コマ数	15
授業概要	この授業では「運動遊び」「身体表現」「体育」が子どもの発育・発達にどのような影響を及ぼすかについて理解するとともに、教育者・保育者として、どのような支援が効果的であるかを学ぶ。				
到達目標	(あ) 幼稚園教育要領および保育所保育指針における「健康」「運動遊び」「身体表現」の取り扱いについて学ぶ。小学校の「体育科」への繋がりについて理解する。 (い) 乳幼児期の体の発育と生理機能の発達を理解する。 (う) 乳幼児期の運動機能の発達を理解し、この時期にふさわしい運動遊びについて学ぶ。 (え) 乳幼児期の運動遊びに関わる安全配慮について学ぶ。				
授業計画					到達目標
1回目	子どもにとって「健康」とは何か (1)「健康」とは (2) 子どもにとって「健康」とは (3) 子どもにふさわしいライフスタイル				領域の(1)-2 領域の(2)-2 領域の(3)-1
2回目	幼稚園教育要領, 保育所保育指針における「健康」領域, 「表現-身体表現」の取り扱い 小学校教育学習指導要領 体育編における運動領域, 保健領域とのつながり				指導法の(1)-1 指導法の(1)-2 指導法の(1)-4
3回目	子どもにはなぜ運動が必要か-幼児期運動指針を理解する- (1) 幼児期における運動の意義 (2) 幼児期の運動の在り方				領域の(4)-1 領域の(4)-2 領域の(4)-3
4回目	子どもの体力, 運動能力の現状と課題				領域の(1)-1
5回目	子どもの体力, 運動能力に影響する要因と保育者の役割				指導法の(2)-5
6回目	乳児期の運動機能の発達 (0-6カ月), モータースケール				領域の(4)-1
7回目	乳児期の運動機能の発達 (7か月以降), 手指運動と移動運動の発達				領域の(4)-1
8回目	幼児期の運動機能の発達 (1) 幼児期に獲得される基本動作とは, 様々な運動を経験することの意義 (2) スキャモンの発育曲線と働きかけの適時性, ゴールデンエイジとは				領域の(4)-1 領域の(4)-2 領域の(4)-3
9回目	乳幼児期にふさわしい運動あそびの体験 (または, 幼児運動能力測定の体験)				指導法の(2)-2
10回目	乳幼児期の身体の発育 (1) 身長, 体重 (2) 体格 (3) 身体組成 (4) 骨・関節 (5) 生理機能				領域の(2)-1
11回目	身体発育の現代的課題 (1) 小児肥満の予防 (2) 小児メタボリックシンドロームの予防				領域の(3)-1 領域の(3)-2
12回目	運動の指導のポイント1 (1) 運動量を確保する工夫 (2) 運動強度を確保する工夫 (3) 運動の質を高める工夫 (4) 障がいのある子への指導を考える				領域の(4)-3 指導法の(2)-1
13回目	運動の指導のポイント2 (5) 動機づけの工夫 (内発的動機づけと外発的動機づけ) 「自らやってみる」「やっていることを楽しむ」意義				領域の(4)-3 指導法の(2)-1
14回目	運動の指導のポイント3 (6) 子どもの事故, 怪我の特徴 (7) 安全への配慮				領域の(3)-1 領域の(3)-2 領域の(3)-3
15回目	総仕上げ: 保育の場面から読み取れますか				領域の(3)-1 領域の(3)-2 領域の(3)-3 指導法の(2)-2 指導法の(2)-4

新しい幼稚園教諭養成課程にふさわしい領域「健康」の授業内容の考察（大金ほか）

表2. モデルカリキュラム「幼児と健康」（1単位）の目標

（1）幼児と健康（1単位）

全体目標： 当該科目では、領域「健康」の指導に関する、幼児の心身の発達、基本的な生活習慣、安全な生活、運動発達などの専門的事項についての知識を身に付ける。

（1）幼児の健康

一般目標： 幼児期の健康課題と健康の発達の意味を理解する。

到達目標： 1) 乳幼児期の心と体、運動発達などの健康課題を説明できる。
2) 健康の定義と乳幼児期の健康の意義を説明できる。

（2）体の諸機能の発達と生活習慣の形成

一般目標： 幼児期の体の諸機能の発達と生活習慣の形成を理解する。

到達目標： 1) 乳幼児の体の発達の特徴を説明できる。
2) 乳幼児の基本的な生活習慣の形成とその意義を説明できる。

（3）安全な生活と病気の予防

一般目標： 安全な生活と怪我や病気の予防を理解する。

到達目標： 1) 幼児の安全教育・健康管理に関する基本的な考え方を理解している。
2) 幼児期の怪我の特徴や病気の予防について説明できる。
3) 危険に関しリスクとハザードの違いと安全管理を理解している。

（4）幼児期の運動発達と身体活動

一般目標： 幼児期の運動発達の特徴と意義を理解する。

到達目標： 1) 乳幼児期の運動発達の特徴を説明できる。
2) 幼児期において多様な動きを獲得することの意義を理解している。
3) 日常生活における幼児の動きの経験やその配慮など身体活動の在り方を説明できる。

〔留意事項〕 1) 幼児期の運動発達における大人との相違について映像資料や事例等を活用し、幼児期において多様な動きを獲得していくことの意義と重要性を理解できるようにする。
2) 領域「健康」に関わる学問的基盤や幼児教育に関わる専門性をもって健康における幼児期の課題を講義できる人材が担当するにふさわしい。

表3. 「幼児と健康」(1単位)の到達目標と「子ども体育A」(2単位)の現行シラバスの照合

領域の 一般目標(1)	目標の内容	現行シラバスにおける取り扱い														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
到達目標1	幼児期の健康課題と健康の発達の意味を理解する。															
到達目標2	乳幼児期の心と体、運動発達などの健康課題を説明できる。															
到達目標3	健康の定義と乳幼児期の健康の意義を説明できる。															
領域の 一般目標(2)	幼児期の身体諸機能の発達と生活習慣の形成を理解する。															
到達目標1	乳幼児期の身体的発達の特徴を説明できる。															
到達目標2	乳幼児期の基本的な生活習慣の形成とその意義を説明できる。															
領域の 一般目標(3)	安全な生活とケガや病気の予防を理解する。															
到達目標1	幼児期の安全教育・健康管理に関する基本的な考え方を理解している。															
到達目標2	幼児期の怪我や病気の予防について説明できる。															
到達目標3	危険に関するリスクとハザードの違いと安全管理を理解している。															
一般目標(4)	幼児期の運動発達の特徴と意義を理解する。															
到達目標1	乳幼児期の運動発達の特徴を説明できる。															
到達目標2	幼児期において多様な動きを獲得することの意義を説明できる。															
到達目標3	日常生活における幼児の動きの経験やその配慮など身体活動の在り方を説明できる。															

表4. 「保育内容の指導法(健康)」(2単位)の到達目標と「子ども体育A」(2単位)の現行シラバスの照合

指導法の 一般目標(1)	目標の内容	現行シラバスにおける取り扱い														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
到達目標1	幼稚園教育要領に示された幼稚園教育の基本を踏まえ、領域「健康」のねらいおよび内容を理解する。															
到達目標2	幼稚園教育要領における幼稚園教育の基本、領域「健康」のねらい及び内容を理解する。															
到達目標3	領域「健康」のねらい及び内容を踏まえ、幼児が経験し身に付けていく内容と指導上の留意点を理解している。															
到達目標4	幼稚園教育における計画の考え方を理解している。															
指導法の 一般目標(2)	領域「健康」において幼児が経験し身に蓄けていく内容の関連性及び小学校の教科等とのつながりを理解している。															
到達目標1	幼児の発達や学びの課程を理解し、領域「健康」に関わる具体的な指導場面を想定した保育を構想する方法を身に付ける。															
到達目標2	幼児の心情、認識、思考及び動き等を視野に入れた保育構想の重要性を理解している。															
到達目標3	領域「健康」の特性及び、幼児の体験との関連性を考慮し、情報機器及び教材の活用方法を理解し、保育構想に活用することができる。															
到達目標4	指導案の構造を理解し、具体的な保育を想定した指導案を作成することができる。															
到達目標5	模擬保育とその振り返りを通して、保育を改善する視点を身に付けている。															
到達目標6	領域「健康」の特性に応じた現代的課題や保育実践の動向を知り、保育構想の向上に取り組みることができる。															

5. 「保育士課程を構成する各教科目の目標及び教授内容」と現行シラバスとの照合

次に「領域（健康）」を保育士養成課程の共通開設科目とするために、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」⁵⁾が定める科目の規定および「目標」と「内容」（表5）をシラバスに反映させる手続きを行った。全国保育士養成協議会によれば、幼稚園教諭養成課程の「領域に関する専門的事項」は、幼稚園教育要領で定める5領域に関する専門的事項について理解を深めるものであり、その内容は保育所保育指針に示された「保育内容

の理解と方法」に相当する²⁾。「保育内容の理解と方法」の「開講形態」は演習、「単位数」は合計4単位であるから「領域（健康）」は演習形式で開講し、1単位科目とすることとした。さらに、保育士養成課程との共通開設科目とするためには、シラバスに領域の内容を具体的な実践につなげる技術や体験を含む必要がある²⁾。それらを含めるために、「領域（健康）」は、モデルカリキュラムに示されたように授業回数8コマ1単位として運営するのではなく、15コマ1単位の授業として設計することとした。

表5. 「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」の定める要件

<p>【保育の内容・方法に関する科目】</p> <p><教科目名> 保育内容の理解と方法（演習・4単位）</p> <p><目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの心身の発達や子どもを取り巻く環境等と保育所保育指針に示される保育の内容を理解した上で、子どもの生活と遊びを豊かに展開するために必要な知識や技術を実践的に習得する。 2. 保育における教材等の活用及び作成と、保育の環境の構成及び具体的展開のための技術を実践的に習得する。 <p><内容></p> <p>子どもの心身の発達や子どもを取り巻く環境等と、保育所保育指針に示される保育の内容を踏まえて、子どもの生活と遊びにおける体験（※）と保育の環境を捉え、以下の知識・技術を学ぶ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの生活と遊びにおける他者（保育士等や他の子ども）との関係や集団の中での育ちの理解と援助に関わる知識及び技術 2. 子どもの生活や遊びにおいてイメージを豊かにし、感性を養うための環境の構成と保育の展開に必要な知識及び技術 3. 子どもの生活と遊びにおける様々な遊具や用具、素材や教材等の特性の理解と、それらの活用や作成に必要な知識及び技術 <p>※子どもの生活と遊びにおける体験の例</p> <ol style="list-style-type: none"> ①見立てやごっこ遊び、劇遊び、運動遊び等における体験 ②身近な自然やものの音や音色、人の声や音楽等に親しむ体験 ③身近な自然やものの色や形、感触やイメージ等に親しむ体験 ④子ども自らが児童文化財（絵本、紙芝居、人形劇、ストーリーテリング等）に親しむ体験 <p><教科目名> 保育内容演習（演習・5単位）</p> <p><目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 養護及び教育に関わる保育の内容が、それぞれに関連性を持つことを理解し、総合的に保育を展開していくための知識・技術・判断力を習得する。
--

2. 子どもの発達を、保育所保育指針における乳児保育の3つの視点（「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」と、1歳以上3歳未満児及び3歳以上児の保育のそれぞれ5つの領域（「健康・人間関係・環境・言葉・表現」）を通して捉え、子どもに対する理解を深めながら、保育の内容について具体的に理解する。
3. 上記2に示した保育の内容の視点及び領域を踏まえて、子どもが生活や遊びにおいて体験していることを捉えるとともに、保育に当たって保育士が留意、配慮すべき事項を理解する。
4. 子どもの発達過程に即して具体的な保育場面を想定しながら、環境の構成、教材や遊具等の活用と工夫、保育の過程（計画・実践・記録・省察・評価・改善）の実際について理解する。

<内容>

以下の視点から、保育における子どもの生活や遊びを総合的に捉え、保育を展開していくための方法や技術、子どもの実態や状況に即した援助や関わりについて、具体的に学ぶ。

1. 子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりである「養護」
 - ①子どもの生理的欲求を満たし、子どもが健康、安全、快適に過ごすための生活援助
 - ②子どもを受容し、子どもが安心感と安定感をもって過ごすための援助や関わり
2. 子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である「教育」
 - (1) 保育所保育指針に示す乳児保育における3つの視点
 - ①「健やかに伸び伸びと育つ」（健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う）
 - ②「身近な人と気持ちが通じ合う」（受容的・応答な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人の信頼関係下で、人と関わる力の基盤を培う）
 - ③「身近なものに関わり感性が育つ」（身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考え表現する力の基盤を培う）
 - (2) 保育所指針に示す1歳以上3歳未満児及びの保育におけるそれぞれ5つの領域
 - ①「健康」（健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う）
 - ②「人間関係」（他の人々と親しみ、支え合って生活するために自立心を育て、人と関わる力を養う）
 - ③「環境」（周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う）
 - ④「言葉」（経験したことや考えなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聴こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う）
 - ⑤「表現」（感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする）

6. 「保育内容の指導法（健康）」との連携

この度の教職課程の改編においては、「領域（健康）」と「保育内容の指導法（健康）」の連携が求められている。「保育内容の指導法（健康）」の担当予定者（西村）は、「生活習慣が身に付く工夫」と「伸び伸びと体を動かす楽しさを味わえる遊び」の二本立てで指導案を作成させること、指導案に基づいた模擬保育を実践させること、その後に振り返りを行うことで指導の改善を図るという授業を計画している。「領域（健康）」と「保育内容の指導法（健康）」の連携を考えたとき、現行シラバスには「生活習慣」を扱う授業が圧倒的に不足していることに気づいた。これは、「子ども体育A」がこれまで3歳以上児を対象とした「体育に関する科目」として展開されてきたことに起因しているだろう。「保育所保育指針」（平成29年告示）と「幼保連携認定子ども園教育・保育要領」（平成29年告示）では、領域健康の「ねらい」の3つめに「健康で安全な生活習慣に気づき、身につける」とあり、また1歳以上3歳未満児の「内容」7つの内6つが生活習慣の形成に関するものである。そこでは、食習慣、衣服の着脱

習慣、清潔の習慣、排泄の習慣、生活リズムの確立など、一生継続く健康な生活習慣形成の土台をつくるためには、乳幼児期の環境が重要であることが述べられている。「子どもと健康」を保育士養成課程との共通開設科目にするためには、健康で安全な生活習慣の形成をとり扱う授業の回数を増やす必要があると考えた。そこで、現行シラバスに含まれている「保育内容の指導法（健康）」の到達目標を扱う内容（表4に○を付けた部分）を削除し、「生活習慣」をとり扱う授業を4回分確保することとした。

7. 「領域（健康）」のシラバス

以上の考察を経て作成した「領域（健康）」（1単位）のシラバスを表6に示した。「授業概要」および「到達目標」（あ）～（え）は、モデルカリキュラム「幼児と健康」の「全体目標」および「一般目標」（1）～（4）と同様にしたが、保育士養成課程の共通開設科目とするために対象児を「幼児」ではなく「乳幼児」とし、「生活習慣」を扱う授業を10～13回に配置した。

表6. 新科目「領域（健康）」のシラバス

科目名	領域（健康）	単位数	1	コマ数	15
授業概要	この授業では保育・幼児教育の領域「健康」の指導に関する専門的事項についての知識（乳幼児の心身およびの運動機能の発達、基本的な生活習慣、安全な生活など）を習得するとともに、安全で効果的な支援を生み出す力をつける。				
到達目標	(あ) 乳幼児期の健康課題と健康の発達の意味を理解する。 (い) 乳幼児期の体の諸機能の発達と生活習慣の形成を理解する。 (う) 乳幼児期の安全な生活と怪我や病気の予防を理解する。 (え) 乳幼児期の運動発達の特徴を理解し、運動遊びの展開に必要な知識を学ぶ。				
授業計画					到達目標
1回目	子どもにとって「健康」とは何か (1)「健康」とは (2) 子どもにとって「健康」とは (3) 幼稚園教育要領, 保育所保育指針における「健康」領域の内容 小学校教育学習指導要領 体育編における運動領域, 保健領域とのつながり				領域の(1)-2 領域の(2)-2 領域の(3)-1 指導法の(1)-1 指導法の(1)-2 指導法の(1)-4
2回目	乳幼児期の身体の発育 (1) 身長, 体重 (2) 体格 (3) 身体組成 (4) 骨・関節 (5) 生理機能				領域の(2)-1
3回目	身体発育の現代的課題 (1) 小児肥満の予防 (2) 小児メタボリックシンドロームの予防				領域の(3)-1 領域の(3)-2
4回目	乳児期の運動機能の発達 (0-6カ月), モータースケール 乳児期の運動機能の発達 (7か月以降), 手指運動と移動運動の発達				領域の(4)-1
5回目	幼児期の運動機能の発達 (1) 幼児期に獲得される基本動作とは, 様々な運動を経験することの意義 (2) スキャモンの発育曲線と働きかけの適時性, ゴールデンエイジとは				領域の(4)-1 領域の(4)-2 領域の(4)-3
6回目	子どもにはなぜ運動が必要かー幼児期運動指針を理解するー (1) 幼児期における運動の意義 (2) 幼児期の運動の在り方				領域の(4)-1 領域の(4)-2 領域の(4)-3
7回目	子どもの体力, 運動能力の現代的課題と保育者の役割				領域の(1)-1 指導法の(2)-5
8回目	運動の指導のポイント (1) 運動量を確保する工夫 (2) 運動強度を確保する工夫 (3) 運動の質を高める工夫 (4) 障がいのある子への指導 (5) 動機づけ 「自らやってみる」「やっていることを楽しむ」ことの意義				領域の(4)-3 指導法の(2)-1
9回目	幼児運動能力測定の実験				領域の(4)-1 指導法の(2)-2
10回目	乳幼児の生活習慣の形成ー子どもの生活習慣の現状と課題, 生活リズムについてー				領域の(2)-2
11回目	乳幼児の生活習慣の形成ー食習慣についてー				領域の(2)-2
12回目	乳幼児の生活習慣の形成ー排泄・清潔の習慣についてー				領域の(2)-2
13回目	乳幼児の生活習慣の形成ー着脱衣の習慣についてー				領域の(2)-2
14回目	安全管理と教育 ー運動遊びや生活における事故の実態と事故予防の配慮・指導のポイントー				領域の(3)-1 領域の(3)-2 領域の(3)-3
15回目	総仕上げ				領域の(1)(2)(3)

8. まとめ

本研究は、現行の「子ども体育A」のシラバスを改変し、本学科の改正幼稚園教諭養成課程にふさわしい「領域（健康）」のシラバスを考案することを目的とした。まず、保育教諭養成課程研究会が開発した「モデルカリキュラム」の到達目標と照合することにより、教職課程改正の趣旨をシラバスに反映させた。さらに、この度の改正で求められている「保育内容の指導法（健康）」との連携を考慮し、「生活習慣」を扱う授業回を増やした。「保育士課程を構成する各教科目の目標及び教授内容」の規定および目標と内容を反映させることで、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」の要件を満たし、保育士養成課程の共通開設科目とすることを可能にした。これら3つの条件を充足するように設計したシラバス（表6）は、本学科の新しい幼稚園教諭養成課程にふさわしいと考えられる。今後は、このシラバスの内容を学生が主体的・対話的に学べる授業展開を準備していきたい。

参考文献・URL

- 1) 文部科学省HP, 幼稚園教諭の養成の在り方に関する調査研究. (平成29年3月公表), http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1385790.htm (確認2021/09/22)
- 2) 保育教諭養成課程研究会HP, 幼稚園教諭養

成課程と保育士養成課程を併設する際の担当者及びシラバス作成について. (平成30年5月18日公表), <http://www.youseikatei.com/pdf/20180520.pdf>

- 3) 一般社団法人保育教諭養成課程研究会(編)『幼稚園教諭養成課程をどう編成するか～モデルカリキュラムに基づく提案～』萌文書林, 2017
- 4) 厚生労働省HP, 指定保育士養成施設の指定及び運営の基準. (平成30年4月27日公表), https://www.hoyokyo.or.jp/http://www.hoyokyo.or.jp/nursing_hyk/reference/index.html/material4.pdf
- 5) 文部科学省HP, 幼児期運動指針. https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/undousisin/1319771.htm (確認2021/09/22)
- 6) 山津幸司「幼稚園教員養成課程における領域「健康」の新設科目の開講状況：国立教員養成大学・学部シラバス分析による結果」佐賀大学教育学部研究論文集 5(1), 155-161, 2021
- 7) 文部科学省HP, 幼児期運動指針ガイドブック. https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/undousisin/1319772.htm (確認2021/09/22)
- 8) 文部科学省HP, 幼児期運動指針普及用パンフレット. https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/undousisin/1319773.htm (確認2021/09/22)
- 9) 文部科学省HP, 体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動の在り方に関する調査研究. https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/youjiki/index.htm (確認2021/09/22)
- 10) MKS 幼児運動能力検査HP, 幼児の運動能力の現状と運動発達促進のための運動指導及び家庭環境に関する研究. <http://youji-undou.nifs-k.ac.jp/images/exam/15H03072.pdf>